

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う払い戻しについて（通学定期券・回数券）**（令和3年10月6日更新）**

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令に伴い、8月より特例措置で実施してまいりました下記の払い戻し対応につきましては、令和3年10月31日（日）をもちまして終了させていただきます。特例措置終了後は通常の払い戻し対応とさせていただきます。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

I 通学定期券**(1) 払い戻しの特例措置**

緊急事態宣言の発令に伴い、通学定期乗車券を払い戻しされる場合は、実際に払い戻し手続きにお越しいただいた日にかかわらず、令和3年8月26日（木）以降の「定期券の最終利用日」を払い戻しの申し出日とみなします（三重県立高等学校以外の各学校につきましても本特例を適用いたします。）

(2) 払い戻し額の算出

通用開始日～8月26日（木）以降最後にご利用いただいた日までをご利用期間とみなし、弊社規定による払い戻し額の計算を行ったうえで、所定の手数料を申し受けます。

（計算結果により、払い戻し額が無い場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

【 定期券の払い戻し額 】

$\text{払い戻し額} = \text{定期券ご購入額} - \{(\text{使用日数} \times \text{区間運賃} \times 2) + 520 \text{円(手数料)}\}$

（例）8月23日から通用開始の「津駅前～西高下」間の通学3ヵ月定期券を、

9月1日に窓口へお越しになり払い戻される場合（最終使用日8月30日）

払い戻し額=14,500円（ご購入額）-{(8日(使用日数)×220円(区間運賃)×2)+520円(手数料)}= 10,460円

(3) ご注意事項

- 窓口の混雑状況により当日中のご返金ができない場合もございますので、ご容赦願います。
（最終利用日が変わらない限り、後日の手続きでも払い戻し額は変動いたしません）
- 払い戻し手続きの当日に払戻し窓口までバスにご乗車いただいた場合は、最終利用日には含めない取扱いをいたしますので、窓口係員にお申し出願います。
- 通学定期券のような割引率の高い商品は、ご利用区間や学校の登校の再開時期にもよりますが、後日あらためてお求めいただくよりも、そのまま（払い戻さずに）お持ちいただいた方が割安となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- クレジットカードで購入された定期券の払い戻しは、購入された窓口のみでお取扱いいたします。
次の3点を必ず窓口へお持ちください。
①クレジットカード売上票（お客様控え）／②ご購入時ご利用の、有効なクレジットカード／③払い戻される定期券

II 回数券等（おでかけ名古屋回数券・伊賀忍者ライナー回数券・キャンパスチケット等）**(1) 払い戻しの特例措置**

8月26日（木）以前に購入され、かつ8月26日（木）以降に有効期限を迎える回数券等を払い戻されるお客様につきましては、特例により、有効期間経過後も令和3年10月31日（日）までは払い戻しを承ります。

(2) 払い戻し額の算出

弊社規定による払い戻し額の計算を行ったうえで、所定の手数料を申し受けます。

（計算結果により、払い戻し額が無い場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

【 回数券の払い戻し額 】

$\text{払い戻し額} = \text{回数券ご購入額} - \{(\text{使用済券片数} \times \text{区間運賃}) + 210 \text{円(手数料)}\}$

（例）名古屋～大山田団地間の「おでかけ名古屋回数券」を2枚払い戻す場合（2枚使用）

払い戻し額=3,150円（ご購入額）-{(2枚(使用数)×1,050円(区間運賃)+210円(手数料)}= 840円

III 特例取扱期間**令和3年8月27日（金）～10月31日（日）**